

仕様基準又は誘導仕様基準による審査手数料表

建築確認申請の審査の中で仕様基準、誘導仕様基準による省エネ基準への適合を確認する場合に、建築確認申請手数料に下表の手数料を加算します。

単位（円）

仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料		
住宅		
住宅	一戸建て住宅	
	当該部分の床面積の合計が30㎡以内のもの	2,500
	当該部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	4,700
	当該部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	7,800
	当該部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	9,400
	共同住宅	
	当該部分の床面積の合計が30㎡以内のもの	4,300
	当該部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	8,200
	当該部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	13,300
	当該部分の床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内のもの	15,900
	当該部分の床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,300
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	31,300
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	50,100
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	68,900

注記

- 1 本表は、江東区事務手数料条例の別表第8を抜粋し見やすく加工したものです。
- 2 本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。